

判決年月日	平成20年10月29日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成20年（行ケ）第10101号		
○ 不使用商標取消審判請求を不成立とした審決につき，使用の事実が認められないとして，これを取り消した事案			

（関連条文）商標法50条1項，同条2項本文

1 事件類型：商標法50条1項に基づく取消審判請求を不成立とした審決に係る取消訴訟

2 本件商標

(1) 商標の構成



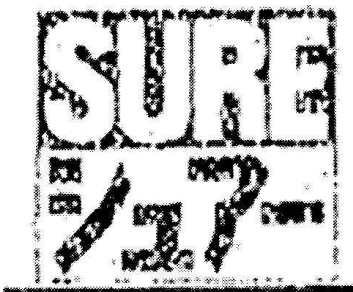
(2) 指定商品：旧別表第11類「電気機械器具，電気通信機械器具」等

3 取消審判請求に係る指定商品：上記指定商品中「電気通信機械器具」等

4 本件各使用商標

(1) 商標の構成

ア



イ 「SUREブランドスピーカー」の文字を書して成るもの

(2) 商標権者（被告）主張に係る使用商品：「スピーカー」

5 商標権者（被告）主張に係る使用者：通常使用権者である石崎電機（代表者・被告）

6 審決の判断

(1) 審決は，本件商標権に係る通常使用権者である石崎電機が，本件商標と社会通念上同一と認められる本件各使用商標を，予告登録前3年以内に日本国内において，「スピーカー」について使用していたものと認めた。

(2) 具体的には，審決は，石崎電機からアズマに対し，2回にわたってスピーカーの販売（本件売買1・2）があり，その際，石崎電機がアズマ宛てに交付した各納品書（本件納品書（控）1・2に相当するもの）に本件各使用商標が記載されていたものと認定した。

(3) 審決が本件売買1・2の認定に供した証拠は，本件納品書（控）1・2のほか，

対象スピーカーが記載された「商品案内書」と題する各書面（本件商品案内書１・２）並びに石崎電機が共同開発（株）からスピーカーを仕入れた際に作成されたとされる各納品書及び各領収証であるが、審決は、上記各取引書類（本件各取引書類）の記載内容をそのまま採用し、本件売買１・２の事実を認定したものである。

７ 本判決

本判決は、次の理由により、審決が認定の根拠とした本件各取引書類の記載内容をたやすく信用することはできず、その他、本件売買１・２が存在したものと認めるに足りる証拠はないとして、使用の事実の不存在をいう審決取消事由を容れ、審決を取り消した。

（１） 存在すべき取引書類の不提出等

ア 本件売買１及び２が真実存在したのであれば、本件売買１及び２に関し、アズマ作成に係る注文書、商品受領書等が存在し、石崎電機においてこれらを所持しているのが通常であると考えられるところ（なお、被告は、本件売買１及び２に係る注文等が口頭によりなされた旨主張するものではない。）、被告は、本訴において、これらの取引書類を提出しないばかりか、審決において認定判断の対象となった書類でないとして、「提出の必要はない」と主張している。

イ また、本件売買１及び２が真実存在したのであれば、本件納品書（控）１及び２に押捺された「領収済」との各印の存在に照らし、石崎電機は、アズマに対し、本件売買１及び２に係る各領収証を発行し、その各控えを所持しているのが通常であると考えられるところ、被告は、本訴において、そのような領収証の控えを提出しない。

ウ さらに、本件売買１及び２が真実存在したのであれば、本件売買１及び２の時期（平成１６年７月１日及び平成１７年８月１８日）に照らし、アズマは、本件審判請求がされた日（平成１８年３月３１日）ころには、本件納品書（控）１及び２に対応する各納品書又はそれらの写し並びに上記イの各領収証又はそれらの写しを所持していたものと考えられるところ、証拠（弁護士照会に対する回答）によれば、アズマと石崎電機との間には、現在まで３０年以上にわたる取引関係があるものと認められるのであるから、被告において、アズマの協力を得て、そのような納品書及び領収証を提出することにさほどの困難があるとは考えられないにもかかわらず、被告は、本訴において、そのような納品書及び領収証を提出せず、また、これらに係る文書送付嘱託の申出等の手続もとっていない。

エ 以上のとおり、被告は、本訴において、本件売買１及び２に係る取引書類として存在するのが通常であると考えられるものを提出せず、また、その提出を試みようとしないうころ、被告のかかる応訴態度は、本件各取引書類の内容の信用性を減殺させる無視できない事情であるというべきである。

なお、上記アのとおり、被告は、上記各取引書類を提出しない理由として、上記各取引書類が審決において認定判断の対象となった書類でないことを挙げるので、念のため付言するに、仮に、かかる被告の主張が、「審判で審理判断されなかった公知事実との対比における特許無効原因を審決取消訴訟において主張することは、許されない」とした最大判昭和５１年

3月10日（民集30巻2号79頁）の判旨を前提とするものであったとしても、商標の不
使用取消審判に係る審決の取消訴訟において、審判で主張立証がなく、審決の認定判断の対
象とならなかった事実について新たに主張立証をすることが上記判旨に反するものではない
から（最3小判平成3年4月23日・民集45巻4号538頁）、被告の上記主張は失当であ
る。

（2） 本件納品書（控）1の作成日付の遡記

ア 本件納品書（控）1の日付欄に「2004年7月1日」との記載があり、宛先欄に「カ
ブシキカイシャ アズマ TEL000 000 0000」との記載があることは、上記
のとおりである。

イ ところで、証拠によれば、アズマの現在の本店所在地は、P市・・・号であり、平成
17年4月1日付け本店移転前の同社の本店所在地は、Q市・・・番地であったこと、同社
は、昭和53年4月から平成17年3月までの間、契約者を同社、契約者の住所（本店所在
地）を上記Q市の住所、電話番号を「111-111-1111」とする電話加入権を有し、
当該電話番号を使用していたが、平成17年3月、当該電話番号が「000-000-00
00」に、当該住所（本店所在地）が上記P市の住所にそれぞれ変更されたこと、同社は、
少なくとも平成13年1月から平成17年2月までは、上記「000-000-0000」
の電話番号を使用していなかったこと、アズマ代表者個人も、これまで、上記「000-0
00-0000」の電話番号を使用しなかったことがそれぞれ認められる。

ウ 上記ア及びイの各事実によれば、本件納品書（控）1に記載された上記「000 0
00 0000」の電話番号（これが、アズマの電話番号として記載されたものであること
は、その記載位置からみて明らかである。）は、本件納品書（控）1の作成日付である平成1
6年7月1日及びその前後ころにおいて、アズマ又はその代表者個人が使用していた電話番
号ではなく、アズマが平成17年3月以降に使用するようになった電話番号であると認めら
れるから、本件納品書（控）1は、その作成日付である平成16年7月1日又はその前後こ
ろに作成されたものではなく、平成17年3月以降に作成されたものであることが明らかで
ある。

そうすると、遅くとも平成16年11月25日には石崎電機の代表者を務めていた被告は、
本件納品書（控）1につき、その作成日付を遡らせてこれを作成したものと推認されると
ころ、このような虚偽の証拠書類を作出する行為は、当該証拠書類自体の内容の信用性はもと
より、これに関連する他の証拠書類全体の内容の信用性をも大きく減殺させるものであると
いわざるを得ない。

（3） 弁護士照会に対するアズマの回答

ア 証拠（弁護士照会に対する回答）によれば、アズマは、原告代理人弁護士の申出に係
る弁護士照会に対し、次の趣旨の回答をしたものと認められる。

（7）「アズマは、本件納品書（控）1及び2に対応する納品書を石崎電機から受領したこ
とはない。」

(イ)「アズマは、石崎電機に対し、納入される商品の個数を10個とするような注文を出したことはない。」

(ウ)「アズマは、本件商品案内書1若しくは2に記載された商品又は『SURE』等の文字を名称に含む類似ないし関連する商品を石崎電機から購入したことはない。」

(エ)「アズマは、『SURE』というブランドを付してスピーカーを販売したことはない。」

(オ)「アズマは、『EAST』又は『Define』というブランド以外のブランドを付してスピーカーを販売したことはない。」

(カ)「平成16年から平成17年にかけて、アズマが石崎電機に対し注文したのは、スチームアイロン2商品のみである。」

(キ)「アズマは、これまで、石崎電機に対してスピーカーを注文したことは一切ない。」

イ 上記アの回答は、本件売買1及び2の存在を全面的に否定するものといえるところ、本訴において、当該回答内容の信用性を左右する証拠は全く提出されていないことをも併せ考慮すると、当該回答は、本件売買1及び2の存在並びにこれらに係る本件各取引書類の内容の信用性に強度の疑問を抱かせるものというべきである。